平成２６年（フ）第３５号
松江市学園南１丁目３番35号
債務者　佐伯　英俊
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山香代子
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２０９０号
福岡市西区小戸１丁目19番３―105号
債務者　池邊　美穂（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５９５５号
大阪府東大阪市近江堂３丁目７番２号　ＯＭマンション102号
債務者　江口　征良
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６５１号
大阪市東住吉区桑津１丁目15番７号
債務者　藤野　篤史
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７３１号
大阪市平野区長吉長原東２丁目１番３―703号
債務者　酒井　澄夫
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８９２号
大阪市淀川区東三国３丁目11番16―502号
債務者　長尾　君子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９９４号
大阪府八尾市宮町１丁目10番17号　宮町コーポラス104号
債務者　富永　春己
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９９６号
大阪市淀川区西中島７丁目２番13―512号
債務者　池田　悟
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９９７号
大阪市住之江区東加賀屋２丁目２番16号
債務者　大西　伸子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１００５号
大阪市鶴見区放出東３丁目34番３―1405号
債務者　梅本　宣幸
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５号
函館市上湯川町26番17号
債務者　中澤ひとみ
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第６２号
北海道茅部郡鹿部町字鹿部258番地７
債務者　土屋　　良
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２１号
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美493番地２　横村ハイツ201号
債務者　岡部　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３８号
埼玉県本庄市児玉町金屋290番地３
債務者　栗原　秀幸
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６０号
埼玉県本庄市小島南２丁目６番29号　コーエイマンション４―Ｄ号室、住民票上の住所群馬県伊勢崎市連取町3083番地２
債務者　横堀由布子（旧姓城田）
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１６号
三重県伊勢市河崎２丁目10番４号　メゾン岡出203号室、前住所三重県度会郡南伊勢町泉160番地
債務者　中村亜津子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第４号
沖縄県宮古島市城辺字友利1540番地、住民票上の住所沖縄県宮古島市平良字狩俣1342番地
債務者　池間　弘行
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
那覇地方裁判所平良支部